

戦後日本における戦犯「復権」：戦犯釈放運動から 戦犯靖国神社合祀へ

中立, 悠紀

<http://hdl.handle.net/2324/1931984>

出版情報：Kyushu University, 2017, 博士（学術）, 課程博士

バージョン：

権利関係：Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)



氏 名	中立 悠紀			
論 文 名	戦後日本における戦犯「復権」 — 戦犯釈放運動から戦犯靖国神社合祀へ			
論文調査委員	主査	九州大学	准教授	マシュー・オーガスティン
	副査	九州大学	教授	清水 靖久
	副査	九州大学	講師	小林 亮介
	副査	九州大学	名誉教授	石川 捷治
	副査	一橋大学	教授	吉田 裕

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本博士論文は、先行研究の対象としてあまり注目されてこなかった事象、戦後占領期終焉直後の1952年以降に日本全国で繰り広げられた戦争犯罪者の釈放を目的とした署名運動に着目し、幅広い史料群を用いてその実態を詳細に描き出したものである。

これまで終戦後に日本人を戦争犯罪者として裁いた東京裁判やアジア太平洋各地で行われた軍事法廷を考察の対象とした研究は数多くなされており、それらの多くで講和条約発効後も巣鴨刑務所に数多くの戦犯が拘禁されていたことの重要性が指摘されてきた。しかしながら、彼らの釈放に関しては署名運動の影響力が自明のものとして理解されたのか、その実態が解明されていなかった。したがって、本論文では戦犯釈放運動とその成果についての分析を中心に、以下の要点を考察している。

まず、序章において、靖国神社に戦争犯罪者として処刑された者が合祀された経緯に関する議論を析出し、生き残った受刑者を釈放するための署名運動から始まる戦犯の「復権」を対象とする研究の意義について論じた。これに続いて第一部は本研究の前史として戦犯裁判の展開と援護団体の活動について、第二部は戦犯の釈放運動について、第三部は戦犯の靖国神社合祀について分析した内容で構成されている。第一部では、戦後占領期における日本政府の戦犯裁判をめぐる対応について概説し、当時から東京裁判をはじめ軍事法廷に様々な問題点があると認識されていた事実を裏付けている。そのなかで、旧大日本帝国陸海軍を受け継ぐ厚生省の復員官署法務調査部門は、裁判中から戦争犯罪受刑者とその家族の支援を可能な限り行い、講和条約発効直前には元戦犯が中心となって多くの政財界人も所属した戦犯援護団体・戦争受刑者世話会の設立に貢献したことを解明した(第一章)。

第二部では、戦犯釈放運動のなかでもとりわけ大規模に実施された「愛の運動戦犯受刑者助命減刑内還嘆願署名運動」に焦点を当て、どのような経緯で1500万筆以上の署名を獲得できたのかを探究した。その結果、この運動の計画には復員官署法務調査部門が中心的な役割を演じており、都道府県世話課に対して署名活動の実施を要請していたことを確認した。また、全国各地では軍事援護団体の後継組織にあたる社会福祉協議会が署名運動の実施団体となり、そこに所属する民生委員や遺族会、婦人団体や青年団体などの地域コミュニティが運動に動員されたことを明らかにした(第二章)。さらに、その他の戦犯釈放署名運動を合わせた総獲得署名数が4350万程であったことを論証している(補論1)。次に、西側諸国との関係を重視し、戦犯受刑者の釈放に向けた外交交渉に消

極的であった吉田茂政権に対する戦犯釈放運動勢力（法務調査部門、世話会、日本弁護士連合会、家族会、巣鴨の戦犯等）の政治工作を描き、それが僅か数ヶ月のうちに政府の方針を転換させ、全面赦免勧告を行わせるのに重要な役割を果たしたことを実証した（第三章）。続いて、占領期の検閲制度が廃止された直後の日本で、新聞や雑誌等のメディアが戦犯釈放問題をどのように報じていたのか、また主に新聞に掲載された投書は国民の声をどう捉えているのか等という問題について考察した。当時の新聞は BC 級戦犯を犠牲者として捉え、彼らの釈放を概ね支持していたが、一方で A 級戦犯については依然として批判的に見ており、投書でも戦争指導者の責任を別個のものとして論じるものが多かったことを確認した（第四章）。

第三部では、戦犯釈放運動の中心的機関であった復員官署法務調査部門が、実は靖国神社に戦犯を合祀しようとしていた組織でもあったこと、またその歴史的意義について論じている。法務調査部門が 1952 年 4 月の講和条約発効直前から戦犯の合祀を企図し始めていたことを指摘し、さらに靖国神社が法務調査部門側の要請を受け入れる形で 1959 年に法務調査部門が調製した祭神名票に基づき大部分の BC 級戦犯を合祀するまでの過程を明らかにした（第五章）。また、その後も法務調査部門の後継機関である厚生省援護局復員課及び調査課が局内で戦犯問題に携わっており、1966 年に A 級戦犯の祭神名票を靖国神社に送付し、1978 年に合祀するまでの過程についても論証した（補論 2）。最後に、終章では 1980 年代に浮上してから現在に至るまでの A 級戦犯合祀問題の推移について、日本会議など首相の靖国参拝を求める政治団体の動向を概観し、戦後日本における戦犯の「復権」が現代東アジアの国際関係に及ぼした影響について論じた。

こうした一連の成果によって、これまで注目されてこなかった占領期終焉直後の戦犯釈放運動の実態を明らかにし、そこで収集された数千万の署名が当時日本社会の戦争責任観を反映していたと論証できたことが評価される。また、この運動の計画に中心的な役割を果たした旧日本軍を受け継ぐ厚生省の復員官署法務調査部門は、その後 BC 級戦犯をはじめ A 級戦犯の靖国合祀にどう関わったのかという問題を解明した本研究は、日本国内のみならず、諸外国の戦争責任研究においても、多大な貢献を果たすものと期待される。したがって、本論文は博士（学術）の学位を授与するに十分な内容と判断される。